

右も左も防衛オンチ

日本は戦争でできる国になつていない！

織田邦男
元空将

伊藤俊幸
元海将

イザという時頼りになるのは軍隊。なのに憲法上、宙ぶらりん、でいいのか

何も知らない国民

織田 いまは国民の約九割が自衛隊に良い印象を抱いているようですね（内閣府調査）。東日本大震災での支援活動を機に、自衛隊へ向けられる眼差しは大きく変わりました。さき

の西日本豪雨や北海道地震でも、被災地で自衛隊が頑張る姿は国民の目に焼き付けられた。

ですが、本来の任務である軍事面で同等の評価がなされているわけはありません。

伊藤 九割という数字こそありがたものの、国民の防衛への理解はま

だまだ不十分と言わざるを得ません。最近も「ミサイル防衛システムのイー・ジス・アショア導入に何千億円も使うくらいなら小中学校にクーラーを設置した方がいい」などの外的な議論がなされていきました。

織田 現役時代、伊藤さんは潜水艦、私は戦闘機に乗っていました。共通しているのは、我々が活動している姿は決して国民の目に触れることはないということ。

災害派遣は別としても、自衛隊は基本的に国民の目に触れない場所です。黙々と日々の任務を遂行しています。

イマイチ自衛隊員の頑張りが伝わらないもどかしさがあります。

例えば、北海道地震でブラックアウト（全道停電）が起こりましたが、この時、ロシアから偵察機が飛んできました。災害時に自衛隊がどのくらい機能しているかチェックするためでしよう。このような状況にあっても、航空自衛隊は何事もなかったかのように、通常通り緊急発進^{スクリューラン}に対応にあたりました。ロシアは、災害にも強い航空自衛隊を再認識したと思います。

東日本大震災の際も、中国やロシアは偵察機や情報収集艦を派遣して自衛隊の能力をチェックしに来ています。この時も、自衛隊は何事もな

かったように対応しました。このような事実をメディアが報じず、国民は知らない。

伊藤 一般国民には防衛の実情をもっと知ってほしいですね。中国海警局巡視船による尖閣諸島の領海や接続水域への侵入は、メディアで逐一報じられなくなっています。

ですが、南シナ海の例でもわかるように、中国の狙いは「既成事実化」です。今の状況が当たり前になれば、中国が次に見据えるのは軍艦による領海侵犯と、その先の尖閣上陸にほかならない。そんな中、自衛隊は今まで以上に神経を失^{おろ}らせて任務にあっています。

実効支配を守れ

織田 昨年二月、トランプ大統領は、



共同訓練を行う航空自衛隊のF15戦闘機(手前2機)と米軍の戦略爆撃機B52(奥)=航空自衛隊提供

●自衛隊に名誉を!



いとう としゆき

1958年、愛知県生まれ。金沢工業大学虎ノ門大学院教授、国際安全保障学会理事。1981年、防衛大学校卒業。海上自衛隊入隊。潜水艦幹部を経て1994年、筑波大学大学院地域研究科修了。1997年、潜水艦はやしお艦長。1999年、在米国防衛駐在官。海幕部長などを歴任し2013年、海将。統合幕僚学校長。2014年、海上自衛隊呉地方総監。2015年、海上自衛隊退職。

を十分に理解していないように思います。昨年末、「明日にも米朝戦争が始まる」などと騒いでいたのは日本人だけでした。発射されたのは、ミサイルとは呼べないただのロケットにすぎません。世界が反応したのは六回目の核実験でした。それがすぐに「戦争」

に直結するか否かは、当然事実を並べて冷静に分析する必要があります。織田 その通りです。むやみに不安を煽っても仕方ありません。例えば、いま盛んに議論されている米中の軍事衝突はあり得るのか。孫子の兵法には「五倍の戦力があるな

ら攻めよ」とあります。孫子の兵法を受け継ぐ人民解放軍が、自分たちよりはるかに強い米軍に喧嘩を売ることはまずあり得ない。習近平は国内向けに強気な発言を続けるでしょう。ですが、トランプ大統領に貿易戦争を仕掛けられ経済が締め上げられる中、これ以上アメリカを刺激したくないのが本音だと思います。伊藤 それと、「専守防衛」を掲げる日本は、他国に攻撃されるまで何もできないと思っている人も多い。二〇〇三年に制定された事態対処法によって、「危険が切迫している」と認められれば、海上自衛隊と航空自衛隊は公海上で敵を排除できるようになりまし。日本の国防上「最重要」ともいえる法案で、当時野党第一党の民主党も賛成票を投じた。反



おりた くにお

1952年、愛媛県生まれ。1974年、防衛大学校卒業。航空自衛隊入隊。F4戦闘機パイロットなどを経て、1983年、米国の空軍大学へ留学。1990年、第301飛行隊長。1992年、スタンフォード大学客員研究員。1999年、第6航空団司令官などを歴任し、2005年、空将。2006年、航空支援集団司令官(イラク派遣航空部隊指揮官)。2009年、航空自衛隊退職。

尖閣諸島が安保条約第五条の対象だと明言しました。

ただ、第五条には「日本国の施政下にある領域」と条件が付されている。

つまり、日本が実効支配していなければ日米共同対処の対象ではないということ。頻繁に領海・領空侵犯されているようでは、実効支配し

ているとは言えません。

伊藤 だからこそ、自衛隊が昼夜を問わず必死で中国の動きを監視し続けているわけです。

航空自衛隊は、尖閣諸島周辺に敵機がやって来たら即座に緊急発進で対応しています。海上保安庁は尖閣諸島周辺を、海上自衛隊はその北の

海域を、常に警戒監視のため航行し続けている。「その現場にいる」ことが何よりの抑止力になるからです。織田 冷戦時代、ソ連は主に爆撃機を日本近辺に飛ばしてきました。一機の爆撃機であれば、航空自衛隊の戦闘機二機で十分対応することができた。

ところが、今は中国はミサイルを装備した戦闘機が主ですから、相手が二機で来ればこちらは四機、四機なら六機あるいは八機という風に、数的優位を確保しなければ対応が難しい。尖閣周辺では、壮絶な「我慢比べ」が展開されているわけです。

防衛についての情報格差

伊藤 いわゆる「左」だけでなく、「右」の人たちも、防衛・軍事の実態

面、国会が荒れなかつたので新聞でも大々的に報道されず、国民は覚えしていない。

二〇一五年に平和安全法制が議論された際、野党は「戦争法案」などと騒いでメディアも大きく扱いました。が、本当の「戦争法案」は十年以上前にできていたわけです。平和安全法制は、自衛隊の隣にいる米軍の艦船を守るようにした法律にすぎません。

織田 敵基地攻撃能力についても、誤解されています。

二〇一五年に改定された日米ガイドラインには、自衛隊は「弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施」し、米軍はあくまで自衛隊の「支援及び補完」にすぎないと書いてある。そして、昨年十二月に策定されたアメリカの国家安全保障戦略には、「弾道ミサイ

ル防衛は発射前のミサイル撃破を含む」と定義されている。

つまり、「発射前のミサイル撃破」である敵基地攻撃能力は、自衛隊が「主体的に」実施しなければならぬのです。にもかかわらず、自民党の議員でさえ「敵基地攻撃能力はアメリカに任せる」と言っている。

いざという時、アメリカから「それは日本の任務だろう」と言われかねません。「攻撃」といった途端、日本は何もできないと思わされ、独りよがりの「アメリカ頼り」に陥ってしまっています。

伊藤 着上陸侵攻対処についても、主体的に「自衛隊」が排除するとされ、「米軍」はその自衛隊を支援・補完するとなっています。つまり、既に日本は米軍ではなく自衛隊が守る国になっているのです。

ところが、安全保障は票にならないせいか、政治家は手を付けたがりません。その点、安倍首相は平和安全法制、特定秘密保護法、テロ等準備罪と、政権が吹っ飛ばりスクがあるにもかかわらず、身を切る覚悟でやっておられます。評価すべきでしょうね。

戦略的情報発信

織田 安倍政権下で、日本はしたたかな外交を展開できるようになりました。

先日、アメリカのB52爆撃機と航空自衛隊の戦闘機が共同訓練したことがニュースになりました。ですが、この訓練は今に始まったわけではありません。私が現役の時代からやっていますし、二十数年前、私も実際

に参加しました。

今回、あえて写真を公開して日米の緊密さをアピールすることにより、中国や北朝鮮に睨みを利かせて抑止力を高めました。東アジアの平和と安定に資するという狙いがあることは言うまでもありません。

ただ気になったのは、NHKをはじめとするメディアが「核搭載可能」なB52と航空自衛隊が共同訓練などと報じていたことです。B52には核搭載型とそうでないものがありますが、写真を見れば今回のB52は核搭載型でないことが明らかです。NHKの報道でさえ情報の裏取りができていないとは、嘆かわしいですね。

伊藤 私は、日本政府として戦略的情報発信ができるようになったのは、大きな進歩だと思っています。これまでは、相手を刺激するような行動

を避け続けてきましたから。

先日も海上自衛隊が、南シナ海で護衛艦部隊と潜水艦が対潜戦訓練を行ったことを公表しました。日中友好の機運が高まっていて、安倍晋三首相の訪中が検討されているときでした。以前の日本であれば、中国に遠慮して訓練を中止していたかもしれません。

ところが今回は、訓練を実施して、しかもあえて公表した。右手で握手し、左手でけんこつを握るのが大人の外交でしょう。ここへきて、ようやく日本もそれができるようになったわけですね。

この変化は、安倍政権下で創設されたNSC（国家安全保障会議）によるところが非常に大きいと思います。軍事と外交、経済や情報などを総合し、大きな枠組みの中で安全保

障を考えることができるようになったわけですね。

安倍政権の成果

織田 軍事は、あくまでも安全保障の手段の一つです。NSCが司令塔となり政治が軍事をうまく活用できるようにになったのは、安倍政権の成果でしょう。

ただ、現場が一番知っているはずの個々の装備についてまで政治がトップダウンで口を挟むのは、必ずしもプラスに働くとは限りません。先の大戦では、参謀本部の作戦課が強くなり過ぎた結果、後方が蔑ろにされてしまった。同じ過ちは繰り返さないように気をつけなければなりません。

伊藤 現場で活動する下からの提案

●自衛隊に名誉を!

●自衛隊に名誉を!

す。例えば自衛隊に入隊可能な適齢人口は、少子化が進んでいるといえど、まだ千百万人います。しかしながら、今年など自衛官候補者の採用数は、年間八千人にも満たなかった。航空自衛隊は一番人気ですが、それでも必要な人員の九割しか集まらない。海上自衛隊に至っては、七割を切っています。少子化と好景気がダブルパンチで効いていることもありませんが、理由はそれだけではない。

そもそも「違憲の疑いがある」と教科書に書かれているような組織に、親は子供を積極的に入れようとしないのか。自衛隊が憲法に明記されれば、自衛隊も見直され志望者も増えるでしょう。

伊藤 ただ、共産党などは最後まで抵抗すると思います。九割の国民が自衛隊を評価している中、「最後の

を上げて将来へ活かすのが組織としての理想です。ところが今の自衛隊は、上からの指示を待つだけのイエスマンが多い印象があります。今こそ、防衛大学で習った「理性ある服従」の精神で、言うべきことは言わなければならない。政治と現場が一体となれば、より実効力を持った安全保障政策を練ることができはすから。

いずれにせよ、自衛隊と内閣の距離が縮まっていることは、プラスの面が大きいと思います。統合幕僚長が頻りに官邸を訪れるなど、昔なら考えられませんでした。

憲法改正で議論を深めよ

織田 防衛に対する国民の理解を深めるためには、やはり憲法改正がカ

ギになるでしょう。一刻も早く、憲法に自衛隊の存在を明記しなければなりません。

いくら九割の国民が自衛隊を評価している、憲法学者の七割が「違憲」と考えているのが現実です。「国民の九割が自衛隊を認めているからいいじゃないか」という声も聞かれますが、私は違うと思っています。自衛隊の存在は政治的には決着がついているかもしれませんが、法的には決着はついていないのです。その結果、安全保障を議論しようと思っても、いつも自衛隊は違憲か合憲かという入り口で躓いてしまう。このままでは、まともな安全保障議論は一向に進みません。

伊藤 子どもたちは、憲法九条「戦争放棄」ということだけを学校で教えられ、「じゃあ自衛隊とはいったい何

ぞり」である「憲法九条」を死守するでしょう。

織田 いまだに共産党は「迷彩服は人殺しの象徴だ」と言っていますからね。自衛隊が憲法に記されれば、共産党といえど何も言えなくなるでしょう。

現実的な野党になれば

織田 自民党の一部からも「改憲を急ぐべきでない」という声がかかりますが、急ぐような事態になってからでは遅いのです。与党が衆参両院で三分の二を有する今こそ、一丸となって改憲を実現すべきでしょう。

二項削除論は正論ですが、これでは国会の発議にも至らないのが現実です。だからといって先送りは許されません。現状を一ミリでも前進さ

なのか」という疑問が解消されないまま放置されている。憲法に自衛隊の存在が明記されれば、なぜ憲法に自衛隊が明記されているかを社会の授業で習うことになるのです。

先進国の憲法を調べると、平和条項と、その平和が壊された時の対処条項が必ず一対一になっています。日本の憲法は前者だけが記され、後者が存在しない。日本の平和を守っているのは自衛隊だということを、国民に示す必要があるでしょう。

織田 どの国でも、いざという時頼りになるのは軍隊です。ところが日本では、国防という崇高な任務に就く自衛隊に敬意が払われていない。その原因の一つが、自衛隊が憲法上、宙ぶらりんな存在のままだということです。

事実、その弊害が表面化していま

せるのが政治というものです。

伊藤 野党から言い出さない限り、二項削除は無理だと思えます。

強い再軍備反対の世論の中で創設された自衛隊は、「警察以上、戦力未満」という憲法解釈を前提に作らざるを得なかった。

二項には「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とある。「前項の目的を達するため」という文言は芦田修正と呼ばれますが、これは当時のGHQを騙して挿入したものではありません。

極東委員会でも審議され、その結果ロシアと中国に「将来自衛のための再軍備が可能な憲法」と判断されました。しかも、取り消されるどころか「だったらシベリアアンコントロールを明記せよ」と指示され、それが憲法六十六条二項の文民条項になったので

す。

しかしその五年後、日本の世論は「再軍備反対」に一変していました。だから与党はあえて芦田修正の立場をとらず、「二項をそのまま」戦力は保持できない」と解釈し、「警察以上、戦力未満」の自衛隊を作ったのです。そして、その解釈の中で事態対処法など、日本を護るための法整備をしてきた。

つまり、政権交代によって新しく政権の座に就いた政党しか、これまでの政府解釈を変更することはできないということです。

織田 野党が現実的でなければ、地に足をつけた安全保障議論ができないということですが。

伊藤 事実、民主党政権下で武器輸出三原則が緩和されたり、村山政権下で、それまで海外派兵といわれたうとすることもあるかもしれませんが。自らの身を守るための正当防衛すら気が引けてしまうような現状を放置しては、任務など務まりません。政府には、危険な場所に行かされる自衛隊の身になって考えてほしいですね。

伊藤 二〇〇八年に起きた「あたご」事案も軍法の必要性を教えてくれます。

夜中にイージス艦「あたご」が漁船に衝突した時、寝ていた艦長は行政処分を受けただけで、実際に操艦号令をかけていた当直士官が刑法上の罪を問われた。長期の裁判の結果、無罪になりましたが、自分だけ法廷に立たされた部下が上司に不満を持つても無理はないでしょう。

軍法は、規律維持のためにも必要なのです。米軍はイージス艦の事故

海上自衛隊の国際観艦式参加の手續が容易になったりしている。

織田 かつて改憲論者だった立憲民主党の枝野さんも、いつのまにか護憲派になってしまいました。最近は、辺野古移設反対などと言いつつも、野党が今のようない「反対のため」の反対、政党に成り下がってしまった。は、まともな議論ができないでしょう。

自衛隊司法が規律を維持する

伊藤 憲法に自衛隊が明記されれば、次に期待されるのは自衛隊司法、いわゆる軍法の制定です。

現実には、軍法がないことで様々な弊害が生じています。例えば国連には軍法廷はないので、PKOにおける軍人の行為が適切かどうかは、

を二回起こしましたが、当然艦長が全責任を負っています。

国際社会に貢献できない日本

織田 それに今のPKOは、PKO協力法ができた一九九二年当時とは質的に全く異なります。

一九九四年に八十万人のルワンダ難民が虐殺されて以降、国連PKOは中立原則を機械的に維持するのではなく、現地人保護のためには先制的武力行使さえ認めるようになった。加えて、自衛隊のいるところだけが非戦闘地域、などという「フィクシオン」はもはや通用しません。今の憲法解釈のままでは、とても現在のPKOには参加できないのです。

日本で「国連中心主義」を主張する人たちは、国際社会に貢献すること

各国の軍法に委ねられています。ところが日本には軍法がないから、自衛隊員がPKOの任務遂行中に人を殺してしまった場合、一般法である刑法で裁くしかない。

織田 刑法二条には国外で犯した罪を裁く規定がありますが、これには過失犯はありません。もし、自衛隊員がPKO任務遂行中に誤って人を殺してしまったとしても、これを裁く法律はないということです。

私はイラク派遣の航空部隊指揮官でしたが、もし誤って人を殺傷してしまった場合、誰が検証して何を根拠に誰が裁くのか議論になりました。結局、「絶対に事故を起こさないようにしよう」と誓い合っていてイラクへ向かうしかなかった(笑)。

国際緊急援助任務でも暴徒化した集団が輸送機の中にある食糧を奪お

ができない現実を知っているのでしょうか。

織田 もし他国を侵略する国があれば、国連加盟国が協力しあって対処しようというのが国連憲章の趣旨です。日本は何ら留保条件をつけず国連に加盟した以上、PKOなどには無条件で協力しなければいけないはずですが、今の憲法のままでは身動きが取れません。

伊藤 ドイツは一九九四年の連邦憲法裁判所判決に基づき、日本の憲法にあたる基本法を改正し、集団安全保障の原則に基づき国連決議がなされれば国外で戦うことができるようになった。

織田 安倍政権というより、我々日本人の覚悟が問われているのです。まずは、憲法改正できるかどうかを試金石になるでしょう。

●自衛隊に名誉を!